

特定建設作業一覧表(騒音・振動)

| 特定建設作業名 | 騒音規制法 | | 振動規制法 | |
|------------------------------|-------|---|-------|---|
| | 届出要否 | 備考 | 届出要否 | 備考 |
| くい打機を使用する作業 | ○ | もんけんを除く アースオーガと併用する作業を除く | ○ | もんけん及び圧入式を除く |
| くい抜機を使用する作業 | ○ | 圧入式を除く アースオーガと併用する作業を除く | ○ | 油圧式を除く |
| くい打くい抜機を使用する作業 | ○ | 圧入式を除く アースオーガと併用する作業を除く | ○ | 圧入式を除く |
| びょう打機を使用する作業 | ○ | リベッティングハンマに よるリベット打ちが対象 | - | — |
| 鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業 | - | — | ○ | 鋼球を建築物等に 衝突させる作業が対象 |
| 舗装版破砕機を使用する作業 | - | — | ○ | ハンマを落下させて舗装版を 破壊する機械が対象 ※1 |
| さく岩機(広義)を使用する作業 | ○ | ストーパー、レッグドリル、ブレーカ(手持ち式含 む)、ハンドハンマ、テッパー、オーガ等 ※1 | - | — |
| ブレーカを使用する作業 | - | — | ○ | 手持ち式のみは振動規制法対象外 (騒音規制法でさく岩機の届出必要) ※1 |
| 空気圧縮機を使用する作業 | ○ | (電動機以外の)原動機出力15kw以上が対象 さく岩機の動力として使用する作業を除く | - | — |
| コンクリートプラントを設けて行う作業 | ○ | 混練機の混練容量 0.45m ³ 以上が対象 ※2 | - | — |
| アスファルトプラントを設けて行う作業 | ○ | 混練機の混練容量 200kg以上が対象 ※2 | - | — |
| バックホウを使用する作業 | ○ | 原動機出力80kw以上が対象 ※3 | - | — |
| トラクターショベルを使用する作業 | ○ | 原動機出力70kw以上が対象 ※3 | - | — |
| ブルドーザーを使用する作業 | ○ | 原動機出力40kw以上が対象 ※3 | - | — |

備考

- 1 特定建設作業届出対象地域は、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域(工業専用地域を除く)のみ。
- 2 作業がその作業を開始した日に終了するものは、届出対象外。
- 3 ※1は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 4 ※2は、モルタル製造(材料が砂)を除く。〈参考〉コンクリート(材料が砂利と砂)
- 5 ※3は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(低騒音型建設機械)を除く。〈参考〉国土交通省ホームページ

(規制基準)

| | 基準値(敷地境界) | | 作業日 | 作業のできる時間帯 | 1日当たりの作業時間 | 同一場所における 作業期間 |
|------|-----------|------|-----------------|-------------------------|----------------|------------------|
| | 騒音 | 振動 | | | | |
| 1号区域 | 85dB | 75dB | 日曜日その他の休日ではないこと | 午後7時～午前7時の 時間内でないこと | 1日に10時間を超えないこと | 連続して6日を超えないこと |
| 2号区域 | | | | 午後10時～午前6時の 時間内でないこと | | |

【指定地域の区分】(工業専用地域を除く)

- ・1号区域・・・2号区域以外の用途地域
- ・2号区域・・・工業地域(ただし、学校、保育所、病院、図書館、養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の周辺おおむね80mの区域内は1号区域とする。)

(届出要件)

| | |
|------------------|--|
| 届出書類(添付書類) ※2部提出 | 特定建設作業実施届出書(騒音・振動) (①付近見取図、②工程表、③【別紙】騒音または振動の防止の方法) ※騒音・振動ともに該当する場合は、各2部提出 |
| 届出期日 | 作業開始の日の7日前まで ※届出日及び作業開始日は算入しない |
| 届出者 | 工事の元請人 ※発注者・下請人の名による届出不可 (代理人による提出は可) |
| 提出先(連絡先) | 宇治市環境企画課(Tel.0774-22-3141 内線2253) |

※工事の実施決定後、近隣住民に対して作業内容・工期・連絡先等周知して、コミュニケーションが取れるようにご配慮頂きます様よろしくお願ひします。

届出実務上のQ&A

Q1 夜間工事はしていいのか？

A1 原則禁止。ただし、市民の利益(公益)になる公共性のある施設又は工作物に係る建設工事で、かつ、非常事態や人命に関する緊急を要す場合又は道路の占用許可夜間に行われる旨の条件が付された場合は、この限りではない。

(例)公共性のある施設又は工作物…道路、鉄道、公共用飛行場、自動車ターミナル、上下水道、学校、病院、電気工作物、ガス工作物

(「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」、「振動規制法施行規則別表第1」より)

Q2 長期にわたって工事をする場合の届出の受理は？

A2 工期の中の区切れで数回に分けて出してもらう。その都度内容が更新されれば書き換えてもらう。

(「京都府環境を守り育てる条例等運用の解釈手引き(騒音・振動)」より)

Q3 さく岩機とブレーカの定義の違いは？

A3 さく岩機…先端の超硬ビット(のみ先)の①打撃と回転によりさく孔するもの、②打撃のみにより破砕するもの

ブレーカ…上記の②の用途のみ

※ブレーカを使用する場合
⇒騒音・振動両法で届出が必要



(「京都府環境を守り育てる条例等運用の解釈手引き(騒音・振動)」より)

Q4 バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーの低騒音型建設機械の印は？

A4 右の図のマークがあれば低騒音型。

◎ラベルに記載された数字が「97」であるものは、今後も低騒音型、超低騒音型建設機械として使用可能です。

ただし、「97」のマークのみ適用

(「89」のマークは適用しない)

※指定は、国土交通省(建設省も有)



「建設省指定」の場合も有り

Q5 特定建設作業に関して、罰則は存在するのか？

A5 適切な届出をしない場合や虚偽の届出をした場合、改善命令に違反した場合等には、罰則が科せられます。

(騒音規制法第30条、第31条、第32条、第33条、振動規制法第25条、第26条、第27条、28条)

Q6 ①複数の作業がある場合、②騒音規制法及び振動規制法の両方の作業に該当する場合は？

A6 ①各法ごとで作業をまとめて出す。②各法ごとの受理を行う。

Q7 別紙「騒音または振動の防止の方法」はいかなる場合でも添付する必要があるのか？

A7 対策をとる必要性がない場合、災害時等の事後の場合は不要。(例:民家が周りにない、災害復旧時)